役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条　この規程は、公益財団法人日韓文化交流基金の定款第17条、第34条及び第42条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問（以下、「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条　この規程で、次の各号に掲げる用語の意義は、その定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。

(5) 顧問とは、定款第42条に基づき置かれる者をいう。

(6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条　この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事に対しては、別表第1「常勤理事の報酬月額」に基づき、報酬を支給することができる。ただし、月の途中で異動を生じたときの常勤理事の報酬月額は、日割計算によって計算した額とする。

3 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じ退職手当として、別表第3「常勤理事退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額を支給することができる。但し、退職手当は、常勤理事として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

4 非常勤役員及び評議員に対しては、別表第2「非常勤役員及び評議員の報酬」に基づき、理事会及び評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

5 監事には、職務執行の対価として、別表第4「監事の職務に係る報酬」に基づき報酬を支払うことができる。

6 顧問に対しては、別表第5「顧問の報酬」に基づき、理事会出席等、必要の

都度、定額を支払うことができる。

7 常勤理事を除く役員等に次の各号の業務を委嘱した場合、別表第6「役員等の会合出席、講師及び原稿執筆に対する報酬」に基づき、報酬を支給することができる。

(1) 有識者会議・研究事業の会合への出席

(2) セミナー又はシンポジウムなどにおける講師等

(3) 広報誌・書籍等への原稿執筆

（定例報酬の支給）

第4条　報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員・給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（費用）

第5条　この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについて前もって支払うことができる。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員等が、評議員会及び理事会に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

4 役員等が、出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を支給することができる。

（公表）

第6条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第7条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第8条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

別表第1 常勤理事の報酬月額

常勤理事の報酬月額は、基本報酬月額及び地域手当とする。

(1)基本報酬月額

常勤代表理事　　72万円を上限とする。

常勤業務執行理事　62万円を上限とする。

(2)地域手当

基本報酬月額に100分の18を乗じて得た額を上限とする。

別表第2 非常勤役員及び評議員の報酬

理事会または評議員会出席の都度、一人一律2万円

別表第3 常勤理事退職手当の算出要領

1 常勤理事が退職した場合においては、次の各号に規定する算出方法によって得られた額の合計額（100円未満切捨）を退職手当として支給する。

(1) 退職月の基本報酬月額に在職年数を乗じて得た額。

(2) 在職期間に1年未満の端数があるときは退職月の基本報酬月額に在職月数を乗じて得た額を12で除した額。

2 在職期間の計算は、任命の日から暦にしたがって計算するものとし、1ヵ月に満たない端数を生じたときは1ヵ月とする。

3 在職期間が1年未満で退職、または死亡した者には退職手当は支給しない。

4 常勤理事が退職した場合において、その者が退職の日、又は、その翌月に再び常勤理事となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引続いて在職したものとみなす。

別表第4 監事の職務に係る報酬

一事業年度につき、一人一律10万円

別表第5 顧問の報酬

理事会出席の都度、一人一律2万円

別表第6 役員等の会合出席、講師及び原稿執筆に対する報酬

1 有識者会議・研究事業の会合に出席したとき1回当たり6万円を限度として報酬を支給することができる。

2 セミナー又はシンポジウムなどにおいて講師を務めたときは、1回当たり5万円を限度として報酬を支給することができる。

3 当基金の発行する広報誌や書籍等に原稿を執筆したときは、第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として報酬を支払うことができる。